

○四国地方整備局告示第21号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年2月22日

四国地方整備局長 川崎 正彦

第1 起業者の名称 徳島県

第2 事業の種類 一級河川那賀川水系大津田川改修工事（徳島県阿南市長生町平久保地内から同市長生町大津田及び南千足地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県阿南市長生町平久保、ヲコキ、内川下、大津田及び南千足地内
- 2 使用の部分 徳島県阿南市長生町ヲコキ、大津田及び南千足地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市長生町油免地内の一級河川那賀川水系桑野川との合流地点から同市長生町平野及び壺丁ヶ坪地内までの延長1,450m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川那賀川水系大津田川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件区間は、河川法第4条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第9条第2項に基づく指定区間に指定されていることなどから、起業者である徳島県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川那賀川水系大津田川（以下「大津田川」という。）は、その源を徳島県阿南市長生町山間部の二又谷池に発し、水田地帯及び住宅地域を東流しながら一級河川那賀川水系桑野川に合流する、流域面積5.8km²、流路延長3.0kmの河川であり、その流域は、年間降雨量が2,000～2,500mmに達する多雨地帯であり、降雨量の大部分は梅雨期と台風期に集中している。

しかしながら、大津田川は、河道の平均幅員が10.0mと狭く、また、堤内地盤と比較して河床が高いうえに河床勾配が1/1,000以上と非常に緩く、河道の流下能力も2m³/秒の箇所が存するなど河道が未整備であることから、流域では、頻繁に豪雨による氾濫が生じ、従前から浸水被害を多く受けており、特に、平成11年の梅雨前線による豪雨では浸水面積約107.8ha、浸水家屋25戸、平成16年の台風23号による豪雨では浸水面積31.0ha、浸水家屋13戸の被害を受けるなど、甚大な被害が発生している。

一級河川那賀川水系の治水対策は、平成18年4月に「那賀川水系河川整備基本方針」を、平成19年6月に「那賀川水系河川整備計画」をそれぞれ策定し、順次河川改修等が実施されているところであり、大津田川についても、「那賀川水系河川整備計画」に基づき、概ね5年に1回程度発生する規模の洪水に対応し、基準地点大津田川樋門における計画高水流量50m³/秒を安全に流下させることを目標として整備を行うこととしている。

本件事業は、このような状況の下、河道の流下能力が低く、堤内地盤も低いため、洪水時にはたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間について、計画高水流量を安全に流下させるために河道拡幅及び河床掘削を行うものである。

本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、国土交通省施行による大津田排水機場及び桑野川引堤事業の完成と相まって、大津田川流域における浸水被害を低減し、地域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調査を行ったところ、本件事業の施行にあたっては低騒音・低振動型の建設機械を使用し、あわせて防塵対策として散水を実施するなど、周辺的生活環境等に配慮しながら施行することにより、環境基準等を満足すると評価されていることからその影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の調査によると、本件区間内の土地において、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類として指定されているメダカ及びオグラコウホネが確認されているが、生息環境が広く残存すること、現河床土を再利用するなどの対策を講じ、その効果を確認しながら段階的に施行することとしていることから、その影響は軽微であると判断している。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件

区間の流下能力の向上を図ることを主な目的として、河道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、河道拡幅及び河床掘削を行う案（以下、「申請案」という。）、河道拡幅のみを行う案及び築堤を行う案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積が最も少なく、計画高水位を低く設定することにより内水対策にも優れるなど地域社会に与える影響が小さく、出水期、非出水期に関わりなく施工が可能であり、かつ、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は河道幅員が狭く現況流下能力が不足しているため、本件区間の背後地では過去頻繁に浸水被害が発生していることから、これらの地域への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿南市役所